

改正 2015年4月1日
2017年12月1日

2016年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この会則は、中京大学祭名古屋実行委員会（以下「名古屋実行委員会」という。）及び中京大学祭豊田実行委員会（以下「豊田実行委員会」という。）が大学祭を企画・運営することで、中京大学の建学の精神並びに大学の教育目標の遂行及び大学の向上発展を実現することを目的とする。

2 目的達成のため、中京大学の学生及び教職員と共に協力する。

(本部)

第2条 名古屋実行委員会の本部を名古屋市昭和区八事本町101番地の2中京大学内に置く。

2 豊田実行委員会の本部を豊田市貝津町床立101番地中京大学内に置く。

第2章 実行委員会

(構成)

第3条 名古屋実行委員会及び豊田実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、役員及び局員、準局員をもって構成する。

2 実行委員会役員会は、次の各号に掲げる全ての役員をもって構成する。なお、任期は、12月1日から翌年11月30日までとする。

- (1) 実行委員長 1人
- (2) 副実行委員長 1人
- (3) 会計局長 1人
- (4) 運営局長 1人
- (5) 企画局長 1人
- (6) 編集局長 1人
- (7) 渉外局長 1人
- (8) 情宜局長 1人
- (9) 総務局長 1人
- (10) 書記局長 1人
- (11) 相談役 2人

3 役員は、実行委員会の他の役員を兼務することができる。

4 各局長は、必要に応じて局員を置くことができる。

5 局員は、一般学生から募集する。

6 実行委員会役員会は必要に応じて準局員を一般学生から募集することができる。

(機能)

第4条 実行委員会役員会は、最高議決機関とする。

2 実行委員会は、最高執行機関とする。

(任務)

第5条 各役員は、次に掲げる任務に当たる。

- (1) 実行委員長は、実行委員会の最高責任者として会務を統括する。
- (2) 副実行委員長は委員長を補佐し、委員長不在の場合は実行委員長業務を代行する。
- (3) 会計局長は、実行委員会の全ての会計に関する業務の責任を負う。
- (4) 運営局長は、実行委員会及び大学祭の全ての行事運営に関する業務の責任を負う。
- (5) 企画局長は、実行委員会の全ての計画及び大学祭の行事計画に関する業務の責任を負う。
- (6) 編集局長は、大学祭の全ての出版物の編集に関する業務の責任を負う。
- (7) 渉外局長は、実行委員会と外部との連絡及び交渉に関する業務の責任を負う。
- (8) 情宜局長は、大学祭の全ての情宜に関する業務の責任を負う。

- (9) 総務局長は、大学祭の全ての備品、資料作成及び管理に関する業務の責任を負う。
- (10) 書記局長は、実行委員会の全ての書類作成及び管理に関する業務の責任を負う。
- (11) 相談役は、実行委員会の全ての会務に関する相談を受ける。

第3章 役員選出委員会

(構成)

第6条 役員選出委員会は、次の各号に掲げる役員をもって構成する。なお、任期は、11月1日から11月30日までとする。

- (1) 実行委員長
- (2) 役員のうち、実行委員長が指名する者 5人

(委員長)

第7条 役員選出委員会の委員長は、実行委員長がこれに当たる。

第4章 次期実行委員会

(委員の選出)

第8条 次期実行委員会は、実行委員会役員による推薦及び公募により選出する。

(発足)

第9条 実行委員会の発足には、役員選出委員会の承認を必要とする。

第5章 会計

(経費)

第10条 実行委員会の経費は、大学並びに文化会及び体育会からの補助金並びに外部からの広告料・寄附金等によって運営する。

(会計年度)

第11条 実行委員会の会計年度は、12月1日から翌年11月30日までとする。

(予算)

第12条 予算案は、会計局長が前年度の決算報告を参考に作成し、実行委員会役員会の承認を得てから実行される。

(決済余剰金)

第13条 決算剰余金は、備品等の設備拡充に利用するか、又は次年度の歳入に繰り入れる。

第6章 会計監査委員会

(委員会)

第14条 実行委員会役員会に会計監査委員会を置く。

2 会計監査委員会は、会計監査委員5人をもって構成する。

(構成)

第15条 会計監査委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 豊田実行委員の中から名古屋実行委員会が選出した者
- (2) 名古屋実行委員の中から豊田実行委員会が選出した者

(会計監査)

第16条 会計監査委員会は、会計局長の決算報告書に基づいて実行委員会の経費を監査し、その決算報告書を大学祭終了後、速やかに中京大学学生支援室に提出しなければならない。

第7章 補則

(活動許可願)

第17条 大学祭期間に独自の活動をする団体は、その活動日の30日前に実行委員会に活動許可願を提出しなければならない。

(終了届)

第18条 活動許可を受けた団体は、活動終了後1週間以内に実行委員会に終了届を提出しなければならない。

(会則改廃の告知)

第19条 この会則の改廃の告知は、承認から30日以内に行わなければならない。

(細則)

第20条 実行委員会役員会は、必要に応じて各細則を別に定めることができる。

(疑義の解釈)

第21条 この会則に疑義が生じた場合は、実行委員会役員会の解釈に従って処理する。

(会則の改廃)

第22条 この会則の改廃は、実行委員会役員の3分の2以上の承認によって行うことができる。

附 則

この規約は、1990年4月1日より施行する。

附 則

1 この会則は、2015年4月1日から施行する。

2 題名を中京大学祭実行委員会規約から中京大学祭実行委員会会則に改める。

附 則

この会則は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、2017年12月1日から施行する。